

# 市営住宅または道営住宅の住み替えについて

～生活の条件が変わった方々の利便性向上のために～

現在、市営または道営住宅（以下「住宅」という。）に入居している方が、新たに他の住宅へ申し込みを行うことは原則として認めていませんが、次のような特別な事情がある方は、例外として、他の住宅に申し込みを行うことが認められます。

## ① 階段の昇降にお困りの方



3階以上のエレベーターのないアパートにお住まいで、病気や加齢により、階段の昇降ができない方。  
※医師の診断書が必要となります。

## ② 浴室が暖房がなくお困りの方



浴室が暖房のない住宅から浴室が暖房のある住宅への住み替えを希望する方。

## ③ 祖父母の介護などが必要な方。



本人または同居者の親族・祖父母・孫の介護・養育などが必要な方。概ね2 km以内の地域に最も近い住宅への住み替えを条件とします。  
※親族の住民票が必要となります。

## ④ 長期通院が必要な方。



長期通院（概ね6カ月以上の通院加療）が必要な方が入居している場合で、現在通院している病院に近接する住宅への住み替えを希望する方。※医師の診断書が必要となります。

その他、現在同居している人数と現在入居している間取りが、次の条件に該当する場合も住み替えが認められます。

- ◆狭い ～ 3DK以下の住宅に3人以上で入居している世帯が3LDKの住宅へ  
2DK以下の住宅に2人以上で入居している世帯が2LDK以上の住宅へ
- ◆広い ～ 3LDKの住宅に2人以下で入居している世帯が3DK以下の住宅へ

— 詳しくは市建築住宅係（☎0123-52-3119）へ問い合わせください —